

( 審査請求人等 ) 様

独立行政法人 国立公文書館長

## 公文書管理委員会への諮問について ( 通知 )

公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づく利用決定に対する次の審査請求について、同法第 21 条の規定により公文書管理委員会に諮問したので、同法第 22 条の規定により通知します。

1 審査請求に係る特定歴史公文書等の名称及び請求番号	
2 審査請求に係る利用決定	
3 審査請求	( 1 ) 審査請求日  ( 2 ) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	令和 年 月 日・ 諮問 号

\* 本件連絡先

国立公文書館総務課 係 ( 担当者名 )( 内線 )

電 話: FAX: e-mail:

注 1 ) 「 2 審査請求に係る利用決定」の欄については、利用決定の日付・記号番号、利用決定した者、利用決定の種類 ( 全部利用決定、一部利用決定又は利用を認めない旨の決定 ) を記載すること。

注 2 ) 4 の「諮問番号」は、公文書管理委員会が付す番号である。